

あおもりローカル鉄道利用体験支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の背景・目的

地域の幼稚園、小中学校等の遠足、校外学習等の教育旅行における移動手段として、ローカル鉄道（青い森鉄道、弘南鉄道、津軽鉄道）を利用する機会を提供することを通じ、教育旅行での鉄道利用のニーズを把握し、新規需要の開拓を図るとともに、子どもたちの将来の鉄道利用に向けたマイレール意識の醸成を図るために実施する。

2 発注者（委託者）

青森県

3 業務の概要

- （1）業 務 名：あおもりローカル鉄道利用体験支援業務
- （2）業 務 内 容：あおもりローカル鉄道利用体験支援業務仕様書のとおり
- （3）履 行 期 限：契約の日から令和8年3月16日（月）
- （4）委託予定上限額：20,000,000円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 受託者決定までのスケジュール

- （1）募 集 の 開 始：令和7年4月21日（月）
- （2）質 問 書 の 提 出 期 限：令和7年4月25日（金）17時
- （3）質問書に対する回答：令和7年4月30日（水）
- （4）参加表明書の提出：令和7年5月13日（火）17時
- （5）企画提案書の提出期限：令和7年5月20日（火）必着
- （6）企画提案書の審査：令和7年5月22日（木）
- （7）審査結果通知：令和7年5月23日（金）予定
- （8）契 約 締 結：令和7年5月26日（月）以降

5 参加資格要件

次に掲げる事項のすべてを満たすものであること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に規定するものに該当しないものであること。
- （2）青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （3）業務提案書の提出期限の日から契約締結までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定後、知事の確認を受けている者を除く。）でないこと。
- （5）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）でないこと。
- （6）次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団をいう。）
 - ② 役員等（法人にあっては役員であって経営に事実上参加している者、法人でない団体にあっては代表者、理事その他法人における経営に事実上参加している役員と同等の責任を

有する者、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団の威力を利用したと認められる者

③ 役員等が暴力団の威力を利用する目的で、若しくは暴力団の威力を利用したことに関し金品その他財産上の利益の供与（以下この号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

④ 役員等が正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

⑤ 役員等が暴力団と交際していると認められる者

（７）法人税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を滞納していない者であること。

6 質問の受付

（１）質問方法

任意の様式に質問事項及び担当者、連絡先（電話、メールアドレス）を記載の上、電子メールにより提出すること。質問を送信した場合は、電話にて下記１２の担当に質問の受信について確認すること。

（２）提出期限

令和７年４月２５日（金）１７時

（３）回答方法

令和７年４月３０日（水）までにメールにより質問者に回答するほか、青森県庁（鉄道対策課）のホームページに質問者名を伏せて掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わると判断したものについては、質問者へ回答するのみとし、ホームページには掲載しない。

7 参加表明書の提出

（１）提出書類

別添様式「参加表明書」

（２）提出方法

電子データ（PDF）により下記１２の担当者あてに提出すること。

（３）提出期限

令和７年５月１３日（火）１７時

8 企画提案書等の提出

（１）提出書類

① 企画提案書（様式任意）

② 企画提案に係る見積書（様式任意）

※見積書には企画提案書の内容を実施するための費用とその積算内訳を明らかにすること。

なお、見積額が３（４）の委託予定上限額を上回った場合は審査の対象としない。

(2) 企画提案書の記載内容

企画提案書には以下の内容について記載すること。

記載項目（評価項目）	内容
1 業務遂行能力	
①実施体制	・実施体制について記載すること。
②スケジュール	・仕様書で示した業務内容ごとにスケジュールを記載すること。
2 業務実施における工夫	
③提案コンセプト	・提案に当たっての理念のほか、子どもたちの将来の鉄道利用に向けたマイレール意識の醸成を図るための工夫について記載すること。
④マニュアルの構成案	・申込前や申込後、利用当日に鉄道各社が円滑に事業を実施できるような、マニュアルの構成案について記載すること。
⑤専用ホームページの構成案及びデザインコンセプト	・専用ホームページの構成案やデザインコンセプトについて記載すること。 ・ユーザビリティ・アクセシビリティに係る工夫点について記載すること。
⑥チラシの仕様及びデザインイメージ	・教員等の目に留まりやすく、申込を誘導するようなチラシの仕様及びデザインイメージを示すこと。
⑦アンケートの実施方法	・本事業を利用した引率教員等に対し、アンケートを確実に実施、回収するための方法について記載すること。
⑧その他効果的な業務実施のための追加提案	・仕様書に記載のない業務で、本業務の目的達成に資する提案があれば記載すること。

(3) 企画提案書の体裁等

企画提案書の様式は任意とするが、用紙は日本産業規格A4横サイズとすること。

(4) 提出部数

5部（ただし、見積書は原本1部とコピー4部）

(5) 提出方法

郵送又は持参

(6) 提出先

下記12のとおり

(7) 提出期限

令和7年5月20日（火）必着

9 企画提案書の審査

(1) 審査方法

本業務の実施に当たり設置する審査会において、提出された企画提案書に基づき、書面審査を実施する。

(2) 審査基準

審査項目及び配点については、別添「あおりローカル鉄道利用体験支援業務に係る企画提案競技評価項目及び評価基準」に定める。

10 留意事項

(1) 失格又は無効について

次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本実施要領に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、指示した事項に違反した場合

(2) その他

- ① 本プロポーザルの実施に当たって要した経費（資料の制作費、郵送代など）は全て参加者の負担とする。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提案内容に含まれる著作権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利を使用した結果生じた責任は、公募型プロポーザル参加者が負うものとする。
- ④ 提案内容はすべて見積額に反映させること。（別途費用を要する等の内容は不可とする。）
また、仕様書に記載のない項目についても、追加提案事項として評価対象とする。ただし、追加提案事項も見積額に反映させること。

11 契約締結について

- (1) 発注者は、最も優れた企画提案を行った者（以下、最優秀提案者という。）を契約の相手方候補として特定し、契約交渉を行う。なお、発注者は、契約交渉の際、提案内容を尊重しながら、一部内容の変更を求めることができるものとする。
- (2) 発注者は、最優秀提案者との契約が成立しない場合、次点者を契約の相手方候補として契約交渉を行うことがある。

12 問合せ・連絡・提出先

〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県交通・地域社会部鉄道対策課 担当 三浦

TEL 017-734-9152

電子メールアドレス nodoka_miura@pref.aomori.lg.jp